

議案第97号 小松島市農業委員会の選挙による委員の定数条例等を廃止する条例について

《廃止の趣旨》

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）により、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われ、平成28年4月1日以降は農業委員会の委員の任命については、従来の選挙等によらず、市長が議会の同意を得て任命することとなるため、選挙に関する条例を廃止するとともに、農業委員の定数が減となるため、新制度においては部会を置かないことから、部会の委員定数に関する条例を廃止するもの。

《廃止する条例》

○小松島市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和32年小松島市条例第14号）

小松島市農業委員会の選挙による委員の定数は、25人とする。

附 則

1 この条例は、昭和32年7月20日から施行する。※以下略

○小松島市農業委員会の選挙区の設定及び選挙区毎の委員定数に関する条例（昭和32年小松島市条例第15号）

小松島市農業委員会の選挙による委員の選挙すべき選挙区及び各選挙区毎に選挙すべき農業委員の定数は、それぞれ次表のとおりとする。

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙すべき委員の定数
第1区	小松島市小松島町、南小松島町、松島町、堀川町、神田瀬町、中田町、中郷町、江田町、前原町、田浦町、新居見町、日開野町、芝生町、田野町、横須町、金磯町、赤石町字赤石南及び赤石町字勢合の区域	11人
第2区	小松島市立江町、榎淵町及び赤石町字浜ノ町の区域	5人
第3区	小松島市坂野町、和田島町、間新田町、大林町、和田津開町及び赤石町（字赤石南、字勢合及び字浜ノ町の区域を除く。）の区域	9人

附 則

この条例は、昭和32年7月20日から施行する。 ※以下略

○小松島市農業委員会の部会の委員の定数に関する条例（昭和45年小松島市条例第21号）

（目的）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第19条第6項の規定により小松島市農業委員会（以下「委員会」という。）の部会の委員の定数を定めることを目的とする。

（農地部会の委員の定数）

第2条 委員会の農地部会の委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 選挙による委員のうちから互選したもの 15人
- (2) 法第12条第1号の委員のうちから互選したもの 2人
- (3) 法第12条第2号の委員のうちから互選したもの 4人

（農政部会の委員の定数）

第3条 委員会の農政部会の委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 選挙による委員のうちから互選したもの 21人
- (2) 法第12条第1号の委員のうちから互選したもの 2人
- (3) 法第12条第2号の委員のうちから互選したもの 4人

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。 ※以下略